

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 9 月 9 日

【届出者の氏名又は名称】 QAON合同会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービルディング

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービルディング

【電話番号】 0 3 - 6 4 0 2 - 6 9 7 0

【事務連絡者氏名】 法務担当 三輪 健志

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 QAON合同会社
(東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービルディング)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、QAON合同会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ビットアイルをいいます。

(注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、公開買付者であるQAON合同会社により、日本において設立され、日本でのみ株式上場している対象者の有価証券及び対象者の非上場の新株予約権を対象として行われるものです。これらの会社は、いずれも、日本に所在し、全ての役員は日本の居住者であるため、本公開買付けに関して米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があり、これらの会社又はその役員を、米国の証券関連法への違反を理由として日本の裁判所に訴えることができない可能性があります。また、これらの会社及びその関連会社に対し、米国の裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。さらに、本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者若しくは対象者の各フィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常のセカンダリー業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14 e - 5 条(b)(12)項の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に買付ける可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても、当該買付けを行った各フィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)により開示が行われます。
- (注14) 公開買付者は、1986年米国内国歳入法(Internal Revenue Code 1986)第338条に基づく選択を行い、米国税務上、対象者の普通株式の取得を資産の取得として取り扱う予定です。公開買付者は、米国財務省規則(Treasury Regulations)の規定に基づき、本公開買付けにおいて、対象者の普通株式又は本新株予約権(下記「第1 公開買付要項」の「2 買付け等をする株券等の種類」の「(2)新株予約権」において定義されます。)の買付けに応募する皆様に対して、また、下記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続において、対象者の普通株式又は本新株予約権を売り渡す皆様に対して、当該選択に係る書面による通知書及び関連情報をお送りします。なお、この通知は、対象者の普通株式又は本新株予約権を直接又は間接に保有する米国人以外の者に対しては関係ありません。当該選択は米国人の米国税務上の取扱いに影響を及ぼす可能性があり、その影響につきましては米国の税理士等の専門家にご相談ください。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社ビットアイル

2 【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権(下記の表に記載された各新株予約権で、これらを総称して以下「本新株予約権」といいます(注1)。)

下記の対象者の会議の開催日及び決議日		左記の対象者の会議の決議に基づいて発行された新株予約権の名称
定時株主総会	取締役会	
平成18年10月26日	平成18年12月12日	第 5 回新株予約権
	平成19年 9 月12日	第 6 回新株予約権
—	平成20年12月 9 日	第 7 回Bプラン新株予約権
		第 7 回Cプラン新株予約権
	平成22年 2 月 2 日	第 8 回Bプラン新株予約権
		第 8 回Cプラン新株予約権
	平成22年12月21日	第 9 回Aプラン新株予約権
		第 9 回Bプラン新株予約権
		第 9 回Cプラン新株予約権
	平成23年12月 5 日	第10回Aプラン新株予約権
		第10回Bプラン新株予約権
		第10回Cプラン新株予約権
	平成24年12月 4 日	第11回Aプラン新株予約権
		第11回Bプラン新株予約権
		第11回Cプラン新株予約権
	平成25年12月 3 日	第12回Aプラン新株予約権
		第12回Bプラン新株予約権
		第12回Cプラン新株予約権
	平成27年 3 月17日	第13回Aプラン新株予約権
		第13回Bプラン新株予約権
		第13回Cプラン新株予約権

(注1) 対象者が平成26年10月28日に提出した第15期有価証券報告書(以下「対象者第15期有価証券報告書」といいます。)によると、平成17年 3 月 9 日開催の対象者の株主総会の特別決議に基づいて発行された第 3 回新株予約権(以下「第 3 回新株予約権」といいます。)86個(平成26年 9 月30日現在の目的となる対象者の普通株式の数: 172,000株)、平成20年12月 9 日開催の対象者の取締役会決議に基づいて発行された第 7 回Aプラン新株予約権(以下「第 7 回Aプラン新株予約権」といいます。)105個(平成26年 9 月30日現在の目的となる対象者の普通株式の数: 21,000株)及び平成22年 2 月 2 日開催の対象者の取締役会決議に基づいて発行された第 8 回Aプラン新株予約権(以下「第 8 回Aプラン新株予約権」といいます。)57個(平成26年 9 月30日現在の目的となる対象者の普通株式の数: 11,400株)(以下第 7 回Aプラン新株予約権及び第 8 回Aプラン新株予約権を総称して「行使完了新株予約権」といいます。)が存在する旨の記載がありますが、第 3 回新株予約権は平成27年 3 月 9 日の権利行使期間の満了をもって消滅し、行使完了新株予約権は本書提出日までに全て行使され消滅しておりますので、本公開買付けによる買付け等の対象になっておりません。一方で、対象者第15期有価証券報告書の提出後、上記の表に記載のとおり対象者は平成27年 3 月17日開催の対象者の取締役会決議に基づいて第13回Aプラン新株予約権、第13回Bプラン新株予約権及び第13回Cプラン新株予約権を発行しており、これらは本公開買付けによる買付け等の対象に含まれております。従いまして、本新株予約権には、対象者第15期有価証券報告書に記載された第 3 回新株予約権、行使完了新株予約権である第 7 回Aプラン新株予約権及び第 8 回Aプラン新株予約権は含まれておりませんが、対象者第15期有価証券報告書に記載されていない第13回Aプラン新株予約権、第13回Bプラン新株予約権及び第13回Cプラン新株予約権は含まれることになります。

(注2) 対象者によると本新株予約権はいずれも、ストックオプションとして、対象者又は子会社の役員又は従業員に対して発行されたものとのことです。

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、エクイニクス・インク(EQUINIX, INC.、本社：米国カリフォルニア州レッドウッド市、米国NASDAQ上場、コード：EQIX、以下「エクイニクス」といいます。)の完全子会社であるエクイニクス・ジャパン株式会社(以下「エクイニクス・ジャパン」といいます。)がその発行済株式を全て所有するエクイニクス・エンタープライズ株式会社(以下「エクイニクス・エンタープライズ」といいます。)が、株式保有により対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として、平成27年7月17日に設立した会社です。その後、エクイニクス・エンタープライズは、公開買付者に対する持分割合の全てをエクイニクス・エンタープライズが新たに設立したEJAE2合同会社に譲渡し、本書提出日現在、公開買付者の持分はEJAE2合同会社が100%所有しています。また、EJAE2合同会社の持分の95%はエクイニクス・エンタープライズが所有し、残りの5%はエクイニクスの完全子会社であるエクイニクス・パシフィック・LLC(以下「エクイニクス・パシフィック」といいます。)が所有しています。

なお、公開買付者、EJAE2合同会社、エクイニクス・エンタープライズ、エクイニクス・ジャパン、エクイニクス・パシフィック及びエクイニクスは本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を所有しておりません。

今般、公開買付者は、対象者株式(本書提出日現在において権利行使期間が到来していない第12回Aプラン新株予約権、第12回Cプラン新株予約権、第13回Aプラン新株予約権及び第13回Cプラン新株予約権(以下「権利行使期間未到来新株予約権」といいます。))を除く本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式を含み、本公開買付けに応募しないことに同意している対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本書においては、公開買付者の最終の親会社であるエクイニクス並びにエクイニクスの子会社及び関連会社からなる企業集団を以下「エクイニクスグループ」といいます。

本公開買付けにおいて、公開買付者は平成27年9月8日付で、下記、及び に記載の対象者の株主との間でそれぞれが所有する対象者株式(合計10,988,700株、所有割合(注1)：29.74%)及び新株予約権(合計1,330個、目的となる対象者株式の合計数：202,000株、所有割合：0.55%)の全て(以下「応募合意株主所有株式等」といいます。))を本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本応募契約の概要については、下記「(5)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照下さい。

対象者の主要株主である筆頭株主(平成27年7月31日時点)の寺田倉庫株式会社(所有株式数：5,220,000株、所有割合：14.13%)

対象者の主要株主及び第2位の株主(平成27年7月31日時点)であり、かつ対象者の代表取締役社長を務める寺田航平氏(所有株式数：4,195,700株、所有割合：11.36%、所有新株予約権の合計1,330個、目的となる対象者株式の合計数：202,000株、所有割合：0.55%)。なお、寺田航平氏の所有新株予約権については、その全部又は一部につき当該新株予約権の応募に代えて当該新株予約権の行使によって発行又は移転された対象者株式の全部を応募することができるものとされています。

対象者の第5位の株主(平成27年7月31日時点)であり、かつ寺田倉庫株式会社の代表取締役を務め、寺田航平氏の父である寺田保信氏(所有株式数：1,573,000株、所有割合：4.26%、寺田倉庫株式会社、寺田航平氏及び寺田保信氏を総称して以下「本応募合意株主」といいます。)

なお、公開買付者は、平成27年9月8日付で対象者との間で公開買付賛同契約(以下「本公開買付賛同契約」といいます。)を締結しており、対象者が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、公開買付者の事前の書面による承諾を得ずに、対象者株式に関して配当の支払いを行わず、また配当の支払いに関する取締役会決議もしないこと、及び対象者がデータセンターの不動産利用権を保全する措置を講じるよう商業上合理的な努力をすること等の事項に合意しております。本公開買付賛同契約の概要については、下記「(5)本公開買付けに係る重要な合意」の「対象者の賛同」をご参照下さい。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成27年9月8日に公表した「平成27年7月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成27年7月31日現在の対象者の発行済株式総数(36,002,000株)に、対象者第15期有価証券報告書に記載された平成26年9月30日現在の本新株予約権9,050個の目的となる対象者株式の数(1,444,700株)に同日から平成27年7月31日までの変動1,820個(以下「対象者本新株予約権変動数」といいます。)の目的となる対象者株式の数(103,400株)(注2)を反映した数(本新株予約権の数:10,870個、目的となる対象者株式の数:1,548,100株)を加算し、対象者決算短信に記載された対象者が平成27年7月31日現在所有する自己株式数(600,000株)を控除した株式数(36,950,100株。以下「本基準株式数」といいます。)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。)

(注2) 対象者によると、対象者第15期有価証券報告書の提出後、対象者は以下の「()新規発行により増加した新株予約権」に記載のとおり新株予約権を発行し合計3,012個(目的となる対象者株式の数301,200株)の新株予約権が増加したのに対し、「()行使又は消却により減少した新株予約権」に記載のとおり行使又は消却により合計1,192個(目的となる対象者株式の数197,800株)の新株予約権が減少し差引1,820個(目的となる対象者株式の数103,400株)の新株予約権が増加しているとのことです。

()新規発行により増加した新株予約権

新株予約権の名称	平成27年7月31日現在の個数	目的となる対象者株式の数(株)
第13回Aプラン新株予約権	250	25,000
第13回Bプラン新株予約権	620	62,000
第13回Cプラン新株予約権	2,142(注3)	214,200
合計	3,012	301,200

(注3) 対象者は第13回Cプラン新株予約権を当初2,189個発行したものの、その後消却により47個減少したことから、第13回Cプラン新株予約権は対象者第15期有価証券報告書の提出後、差引2,142個増加しています。

()行使又は消却により減少した新株予約権

新株予約権の名称	減少の原因	減少した個数	目的となる対象者株式の数(株)
第5回新株予約権	行使又は消却	24	24,000
第6回新株予約権	消却	1	1,000
第7回Bプラン新株予約権	行使	40	8,000
第7回Cプラン新株予約権	消却	5	1,000
第8回Bプラン新株予約権	行使	40	8,000
第8回Cプラン新株予約権	行使又は消却	25	5,000
第9回Aプラン新株予約権	行使	102	20,400
第9回Bプラン新株予約権	行使	40	8,000
第9回Cプラン新株予約権	消却	42	8,400
第10回Aプラン新株予約権	行使	169	33,800
第10回Bプラン新株予約権	行使	38	7,600
第10回Cプラン新株予約権	消却	60	12,000
第11回Aプラン新株予約権	行使	303	30,300
第11回Bプラン新株予約権	行使	51	5,100
第11回Cプラン新株予約権	消却	126	12,600
第12回Bプラン新株予約権	行使	24	2,400
第12回Cプラン新株予約権	消却	102	10,200
合計	—	1,192	197,800

(注4) 本新株予約権に含まれていない第3回新株予約権、行使完了新株予約権である第7回Aプラン新株予約権及び第8回Aプラン新株予約権は本書提出日までに全て行使され又は行使期間満了により消滅しており上記の表から除外してあります。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を24,633,500株((注5)所有割合にして66.67%)に設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(24,633,500株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。また、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することになるよう、下記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施することを予定しています。また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済に充当する資金として、株式会社三菱東京UFJ銀行から総額475億円を上限として借入れを行うこと及び完全親会社であるEJAE2合同会社から総額123億円を上限として借入れを行うことを予定しております。

対象者が公表した平成27年9月8日付「QAON合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)、同「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「対象者における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手」に記載の入手した意見書等を踏まえ、本取引に関して慎重に協議・検討を行ったとのことです。そして、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)である922円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成27年9月7日の対象者株式の東京証券取引所における終値381円に対して141.99%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとします。)、平成27年9月7日までの直近1ヶ月の終値単純平均値437円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算において同様です。)に対して110.98%、平成27年9月7日までの直近3ヶ月の終値単純平均値467円に対して97.43%、平成27年9月7日までの直近6ヶ月の終値単純平均値497円に対して85.51%のプレミアムを加えた金額であることや、対象者の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)より取得した対象者株式価値算定書に示された1株当たりの株式価値の範囲を考慮し、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、対象者の平成27年9月8日開催の取締役会において、本公開買付けについて利益が相反するおそれがある対象者の代表取締役社長の寺田航平氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を、また、本新株予約権のうち、第10回Cプラン新株予約権を除く本新株予約権についても、第10回Cプラン新株予約権を除く本新株予約権の買付け等の価格は、本公開買付価格922円と当該各新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、当該各新株予約権の1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額にそれぞれ決定されていることから、第10回Cプラン新株予約権を除く本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。一方、本新株予約権のうち、第10回Cプラン新株予約権については、買付け等の価格が1円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。なお、上記の対象者取締役会には、対象者の監査役4名(常勤監査役1名、社外監査役3名)全員が出席し、いずれも、取締役会が、本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細は、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

(注5) 買付予定数の下限は本基準株式数(36,950,100株)の3分の2に相当する株式数(24,633,400株)に1単元(100株)加算することにより本基準株式数(36,950,100株)の3分の2超となる株式数(24,633,500株)に設定しています。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

エクイニクスは、成長し続ける情報化社会の活力を支えるというビジョンを掲げ、平成10年に米国のカリフォルニア州で事業を開始しました。エクイニクスグループは、「Protect, connect and power the digital economy (デジタルエコノミーを保護し、接続し、強化する)」というミッションの下、北米・南米、ヨーロッパ、中東、アジア太平洋地域の15ヶ国、33の市場において100拠点を超えるデータセンターにてコロケーション(注1)及びインターコネクション(注2)サービスを提供する事業者です。日本においてはエクイニクスを完全親会社とするエクイニクス・ジャパンが平成12年より事業を開始し、本書提出日現在、東京都内の大田区、品川区、江東区及び千代田区の4拠点到大阪市を加えた計5拠点到データセンター関連サービスを提供しており、平成28年初旬には国内6拠点到目となる新たなデータセンターを東京都江東区にて開設する予定です。

一方、対象者は、ITアウトソーシング請負業務を目的として平成12年6月に寺田倉庫株式会社の出資を受けて設立され、本書提出日現在、インターネットデータセンター(注3)の運営を中核として事業を展開し、顧客のITシステムのアウトソーシングの需要に対応しています。平成13年3月に東京都内にデータセンターを開設したのを皮切りに、その後東京都内でデータセンターを順次開設し、平成23年6月には大阪にデータセンターを開設し、平成27年3月には東京都内で第5データセンターを開設しました。対象者は、本書提出日現在、日本国内で6つのデータセンターを運営し、顧客に近接する都市型のデータセンターを展開しています。データセンターの維持・管理には多くの電力を消費するため、対象者は平成25年2月に大規模な太陽光発電の操業を開始し、環境負荷の低い電力の提供により持続可能な事業運営に取り組んでおります。このような業容の発展に伴って、対象者は平成18年7月に大阪証券取引所ヘラクレス(現東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場し、平成25年7月には、東京証券取引所市場第一部への上場を果たしています。なお、対象者によると、平成26年9月に平成27年7月期を初年度とする中期経営計画(平成27年7月期から平成29年7月期)を策定し、効率的な収益確保と今後も拡大が見込まれるデータセンター市場の需要確保に向けた事業戦略・体制構築を掲げているとのこと。具体的には、中期経営計画(平成27年7月期から平成29年7月期)達成に向け、競争力の高い第5データセンターの開設による新たな顧客層の開拓、営業人員の拡充及び国内主要都市での事業拠点の開所による営業体制強化等に取り組んでいるとのこと。

日本国内におけるITアウトソーシングサービス市場に関しては、平成25年に2兆9,787億円であった市場規模がその後5年間年平均成長率3.1%で推移し、平成30年には3兆4,758億円となることが見込まれております(当該見込みは対象者が平成26年8月21日付の「ITアウトソーシング市場の実態と展望 2014 株式会社矢野経済研究所」により確認したものです)。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスの提供が可能な企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。さらに、インターネット資産に対する企業の考え方は「所有」から「利用」への傾向に変化していることも対象者及び対象者の連結子会社9社(本書提出日現在、以下「対象者グループ」といいます。)で構成される対象者グループの事業領域を牽引する要因になっております。また、対象者グループの中核サービスであるiDCサービス(注4)が属するデータセンター市場に関しては、平成25年に8,948億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS(注5)等新たなサービス需要の高まりなどにより、年平均成長率6.6%で成長し、平成30年には1兆2,315億円に達すると見込まれております(出典：IDC Japan プレスリリース「国内データセンターサービス市場予測を発表」(平成26年10月1日))。

このような業界環境において、エクイニクスとしては、グローバルの顧客からの強い引き合いを背景にかなてより日本における今後の事業拡大について検討を重ねてきました。大幅な業務拡大には時間が必要となるところ、新たな事業パートナーとして独立系データセンター専業である対象者に着目するようになりました。対象者をエクイニクスグループに迎え入れることにより、国内データセンター市場において延床面積ベースで増加を図り、さらにコロケーション分野でも売上を増加を図ることが可能になるなど、日本国内において事業基盤を拡大していくことが可能になるとの判断に至りました。

このような状況において、エクイニクスは平成26年5月頃より本取引について初期的な検討を開始し、平成27年3月から対象者との本格的な協議を開始しました。対象者としても、データセンター市場は今後も成長が見込まれるものの、相次ぐデータセンターの開設や異業種企業からの参入も含め、業界内での競争は今後ますます激化する中で、対象者の中期経営計画(平成27年7月期から平成29年7月期)を達成し、企業価値の向上を実現させるために、エクイニクスグループのノウハウや経験さらにはグローバルな顧客基盤を共有・活用することにより、一層の成長が期待できるとの考えのもと、両者の企業価値向上に向け複数回の協議・検討を行ってまいりました。両者はコロケーションを中心とした事業モデルであること、設立から10年を超える今日においても積極的に事業拡大を推進する企業カルチャーを有すること、急成長しているクラウド市場への対応など次世代を見据えた事業展開など共通点も多く、対象者をエクイニクスグループに迎え入れることで両者が相互のノウハウや経験を有効活用することが可能となります。さらに、エクイニクスグループは非日系顧客との取引に強みを有しているのに対し、対象者は日本国内の顧客に強いつながりを持っていることから両者が相互の基盤等を共有・活用することにより、エクイニクスグループにおいては日本国内の顧客と、対象者にとっては非日系顧客との取引拡大が見込まれます。このように、両者の統合はシナジー効果を生み出し、国内・外におけるデータセンター市場における両者の地位を高めていくことが見込まれるとの認識で一致しました。具体的なシナジーとしては、両者の共同営業による受注案件の増加、エクイニクスのグローバル顧客からの強い引き合いを背景にした対象者データセンターへの誘致と案件の獲得、エクイニクスの提供するインターコネクションサービス(クラウドエクステンジ(注6)、メトロコネクト(注7)などを含みます。)の対象者データセンター内での導入といった効果が期待できると考えております。さらに、エクイニクスは対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、エクイニクスグループとしてガバナンス体制及び運営方法を統一し、グループ全体での効率的な経営を目指すとともに、上記シナジーの実現に向け、エクイニクスグループ間での情報共有及び柔軟かつ機動的な意思決定を通じ、迅速かつ効率的な事業展開を図ることが可能になると考えております。また、エクイニクスが米国NASDAQ市場に上場しているところ、対象者は本書提出日現在において東京証券取引所市場第一部に上場しており両者の統合後も対象者が上場を維持し続けると上場維持コスト(有価証券報告書等の継続開示に係る費用、株主総会開催及び株主名簿管理人に係る費用等)を負担することになりエクイニクスグループ全体として見た場合には経営が非効率になること、また、今後ますます競争が激化することが予想されるデータセンター業界において対象者をエクイニクスグループの一員として一体経営することにより日本国内でのプレゼンス強化が図れることから、公開買付者は対象者を単なる資本提携先や親子関係に留めるのではなく完全子会社化することが両者の企業価値を向上させるために最善の選択肢であるとの結論に至りました。

上記協議・検討を経て、エクイニクスは、平成27年7月17日に本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者をエクイニクス・エンタープライズの子会社として設立しました。その後、公開買付者は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、最終的に、平成27年9月8日に、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

- (注1) 利用者の通信機器や情報発信用のコンピュータ(サーバ)を、回線設備の整った施設に設置すること。
- (注2) 利用者の通信機器やサーバ同士を、データセンター内及びデータセンター間で相互に接続するサービスのこと。
- (注3) 顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続(コネクティビティ)と、サーバの運用、監視環境(ファシリティ)を提供するサービス、またはその施設のこと。
- (注4) 「コロケーションサービス」及び「ネットワークサービス」を中心としたデータセンターのインフラストラクチャーを顧客企業に安全かつ安定的に提供するサービスのこと。
- (注5) ソフトウェア・アズ・ア・サービスの略で、必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェア(主にアプリケーションソフトウェア)もしくはその提供形態のこと。
- (注6) エクイニクスグループが提供するプライベート接続の一種であり、これによりエクイニクスグループが運営するデータセンター内において複数のクラウドサービスへの自動接続が可能となるサービスのこと。
- (注7) 同一地域に所在するエクイニクスグループの複数のデータセンター間を接続した専用の回線を経由することにより、接続先の他のデータセンター内の他のユーザーや通信キャリアとの直接接続を可能にするサービスのこと。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付け終了後における対象者の経営方針については、対象者のこれまで築いた国内の独立系の事業者として中立的な立場からお客様本位のサービスを提供するという「Bit-isle」ブランドを維持しつつ、シナジーの実現に向けての具体策を対象者と協議し、速やかに実施していく考えです。なお、対象者の役員構成については、対象者の定款で定められた員数の範囲で、取締役を増員したうえで、公開買付者の指名した者が対象者の取締役の過半数を占めるように取締役を派遣する予定ですが、本公開買付け終了後、対象者の代表取締役社長である寺田航平氏は代表取締役社長として、対象者の他の取締役は継続して対象者の経営にあたる予定です。詳細については、今後対象者と協議・検討の上、決定する予定です。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しております。

株式等売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%以上となった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対してはその所有する対象者株式(以下「売渡株式」といいます。)の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)し、本新株予約権に係る新株予約権者(公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対してはその所有する本新株予約権(以下「売渡新株予約権」といいます。)の全部を売り渡すことを請求(以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」とあわせて「本株式等売渡請求」といいます。)します。本株式売渡請求においては、売渡株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、一方、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からは売渡株式を、売渡新株予約権者からは売渡新株予約権の全部を取得します。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対しては対象者株式1株当たりの金銭の額と本公開買付価格が同一となるよう、一方で売渡新株予約権者に対しては本新株予約権1個当たりの金銭の額と本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格が同一となるよう算定し金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者より本株式等売渡請求がなされた場合には、本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。なお上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、この方法による売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格については、最終的に裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、()対象者株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び()本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請します。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様へ交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対して自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、この方法による1株あたりの買取価格については、最終的に裁判所が判断することとなります。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合で、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施していただく予定であります。

公開買付者は、本完全子会社化手続の実行後、速やかに対象者を存続会社、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

上記 及び の各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(対象者を除きます。)に対しては最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社化することを予定しています。この場合に当該対象者の各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権に係る新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権のそれぞれの買付け等の価格に当該各新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

上記の本臨時株主総会を開催する場合、平成27年12月中旬頃を目処に開催される予定ですが、本完全子会社化の具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は本書提出日現在、東京証券取引所に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、上記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者株式の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(5) 本公開買付けに係る重要な合意

本応募契約

公開買付者は、寺田倉庫株式会社(所有株式数：5,220,000株、所有割合：14.13%)、寺田航平氏(所有株式数：4,195,700株、所有割合：11.36%、所有新株予約権の合計1,330個、目的となる対象者株式の合計数：202,000株、所有割合：0.55%)及び寺田保信氏(所有株式数：1,573,000株、所有割合：4.26%)との間で、それぞれ、平成27年9月8日付で本応募契約を締結し、応募合意株主所有株式等の全て(対象者株式の合計10,988,700株、所有割合：29.74%及び新株予約権(合計1,330個、目的となる対象者株式の合計数：202,000株、所有割合：0.55%))を本公開買付けに応募する旨を合意しました。なお、寺田航平氏が所有する新株予約権(第5回新株予約権40個、第7回Bプラン新株予約権60個、第8回Bプラン新株予約権60個、第9回Bプラン新株予約権100個、第10回Bプラン新株予約権110個、第11回Bプラン新株予約権240個、第12回Aプラン新株予約権137個、第12回Bプラン新株予約権240個、第13回Aプラン新株予約権103個及び第13回Bプラン新株予約権240個)については、その全部又は一部につき当該新株予約権の応募に代えて当該新株予約権の行使によって発行又は移転された対象者株式の全てに応募することができるものとされています。各本応募契約において、本応募合意株主は、それぞれ、()本公開買付けが開始された場合には、その所有する対象者株式及び本新株予約権の全てについて、本公開買付けに応募すること(注1)、及び、() (a)本応募合意株主が、対象者の株主総会において、公開買付者と協議の上、公開買付者の意向を斟酌して議決権を行使し、平成27年10月28日開催予定の対象者の第16期事業年度に係る定時株主総会(以下「対象者第16期定時株主総会」といいます。)においては、提案される可能性のある利益配当案に賛同しない議決権行使を行うこと、及び(b)対象者第16期定時株主総会に適法な権限を有する代表者又は代理人を出席させるものとし、いずれかの株主により対象者の取締役会が提案を予定する議案と同一の議題につき異なる内容の提案を行う動議がなされた場合には、当該動議に反対する議決権行使を行うことに同意しております。また、寺田倉庫株式会社は、本公開買付けの決済完了後、遅滞なく、対象者がビットアイル品川エリア第1データセンター、ビットアイル品川エリア第2データセンター、ビットアイル品川エリア第3データセンターA棟及びビットアイル品川エリア第3データセンターB棟の営業を公開買付者が合理的に満足する期間継続することができるために必要な対象者の不動産利用権を公開買付者が合理的に満足する方法で第三者に対抗し得るよう保全する措置が講じられるよう商業上合理的な範囲で関係先との交渉等の努力を行うことに同意しております。

(注1) 対象者の取締役会において本公開買付けに関する賛同の決議がなされることを応募の前提条件とします。

対象者の賛同

公開買付者は、平成27年9月8日付(以下「効力発生日」といいます。)で対象者との間で本公開買付賛同契約を締結し、対象者が本公開買付けに賛同の意見を表明することを含む、以下の概要に記載するその他の事項に合意しております。

- ()対象者は、本公開買付けが成立することを条件として、本新株予約権が現保有者から公開買付者に対して、本公開買付けを通じて譲渡されることについて、対象者の取締役会で包括的に承認したことを表明しかつ保証すること。また、対象者は、本公開買付けの決済の完了までの間、当該承認を撤回しないことをここに誓約し、公開買付者は、当該承認手続きが下記()に反しないことに同意すること。

- () 対象者は、効力発生日から本公開買付賛同契約の解除又は公開買付者の指名した者が対象者の取締役の過半数を占める日のいずれか早い方までの間(以下「本制限期間」といいます。)、公開買付者の事前の書面による同意なく、対象者は、次の行為を行ってはならない。
- (a) 配当の発表若しくは支払いを行うこと、又は対象者株式に関するその他の分配若しくは支払いを行うこと、(b) 第三者に対し、普通株式、新株予約権、新株予約権付社債又はその他の対象者の普通株式に転換可能な証券若しくは権利を発行し、若しくはそれらの発行に合意すること、又は、その他の方法により買収防衛策を採用し、若しくは実施すること、(c) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、重要な資産の売却若しくは譲渡、又はその他の方法により対象者の事業に重大な変化をもたらすこと。
- () 対象者は、本制限期間中、直接間接を問わず、第三者に対し、対象者の株式、新株予約権又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない。かかる定めにかかわらず、対象者の取締役会が、これらの行為を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反になるおそれを惹起することになるものと合理的に判断した場合は、対象者の取締役会が対象者の取締役の善管注意義務と矛盾すると合理的に判断する本公開買付賛同契約に基づく義務の履行の一時的な停止又は不履行を含む、対象者の取締役の善管注意義務を遵守するために必要であると対象者の取締役会が合理的に判断した行動をとることができる。この場合、公開買付者は、その裁量により本公開買付賛同契約を解除することができる。
- () 対象者は、本公開買付けの決済完了後、公開買付者による対象者に対する支配権の実効化のために商業上合理的に必要な協力を行うものとする。これには公開買付者の指名する取締役の選任、株主総会の開催時期及び内容、並びに完全子会社化及び上場廃止のための手続に関する協力を含むが、これらに限られないものとする。
- () 対象者は、本公開買付けの決済完了後、本応募合意株主と協力し、遅滞なく、対象者がビットアイル品川エリア第1データセンター、ビットアイル品川エリア第2データセンター、ビットアイル品川エリア第3データセンターA棟及びビットアイル品川エリア第3データセンターB棟の営業を公開買付者が合理的に満足する期間継続することができるために必要な対象者の不動産利用権を公開買付者が合理的に満足する方法で第三者に対抗し得るよう保全する措置を講じるよう商業上合理的な努力をするものとする。
- () 対象者は、本公開買付けが開始された場合、その所有する自己株式の全部(600,000株)について、本公開買付けに応募しないことに同意する。
- (6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置
- 公開買付者及びエクイニクス並びに対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及びエクイニクスグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年9月7日付で取得した株式価値算定書を参考にしました。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。詳細につきましては、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、対象者及び公開買付者並びにエクイニクスグループから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者及び公開買付者並びにエクイニクスグループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたって採用すべき算定手法を検討したうえで、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)を用いて対象者の普通株式の株式価値の分析を行い、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成27年9月7日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記各手法において分析された対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析： 437円から497円
類似企業比較分析：420円から793円
DCF分析： 598円から956円

市場株価分析では、平成27年9月7日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近1ヶ月間の終値単純平均値437円、直近3ヶ月間の終値単純平均値467円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値497円を基に、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を437円から497円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を評価し、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を420円から793円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者の平成28年7月期から平成31年7月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提とした平成28年7月期以降に対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を598円から956円と分析しているとのことです。なお、DCF分析の前提とした対象者の将来の財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者の普通株式の株式価値の分析に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者とその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成27年9月7日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

また、本新株予約権については、各新株予約権の買付け等の価格を、本公開買付価格と当該各新株予約権における対象者株式1株当たりの行使価格との差額に当該各新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額(ただし、当該差額がマイナスとなる第10回Cプラン新株予約権の場合は1円)としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、対象者は本公開買付けにおける第10回Cプラン新株予約権を除く本新株予約権の買付け等への応募を推奨し、第10回Cプラン新株予約権の買付け等への応募について、当該新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するにあたり、第三者からの評価書は取得していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、公開買付者及びエクイニクスグループ並びに対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役からの意見の入手

対象者プレスリリースによれば、本公開買付け後に予定されている本完全子会社化手続(詳細は、上記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおりです。)は、本完全子会社化手続の時点においては公開買付者が支配株主に該当し、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するとのことです。本公開買付けに係る対象者の意見表明自体は、いわゆる「支配株主との重要な取引等」に該当しませんが、対象者としては、本取引が一連の取引であることから、本公開買付けの段階で、本公開買付け時点の株主と本完全子会社化手続時点の少数株主の皆様にとって、対象者株式の全てを取得する本取引の公正性を確保するべく、対象者は、平成27年8月に、公開買付者及びエクイニクスグループとの間に利害関係を有しない者として、社外取締役の安藤国威氏並びに社外監査役の高橋鉄氏、竹原相光氏及び橋本圭一郎氏(なお、社外取締役の安藤国威氏並びに社外監査役の竹原相光氏及び橋本圭一郎氏は、対象者の独立役員として東京証券取引所に届け出ているとのことです。)に対して、本取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をしたとのことです。

上記1名の社外取締役及び3名の社外監査役は、本取引の意義に関する対象者の説明、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者株式価値算定書その他の資料を踏まえ、対象者における本取引の意義、本取引により期待できるシナジーの内容、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の対象者の株主及び新株予約権者にとっての妥当性、本取引の意思決定過程の手続の公正性について協議及び検討を行ったとのことです。その結果、()対象者が認識する事業環境及び課題並びに対象者が公開買付者の完全子会社となることの必要性及び目的、() (a)本公開買付価格の交渉経緯、本公開買付価格の対象者の市場株価に対するプレミアムの水準、(b)上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者株式価値算定書における算定方法は、専門的知見を有する第三者算定機関が、対象者株式の市場価格推移や、対象者の特性、強みやリスク等を総合的に判断して採用されたものであり、不合理な点は認められないこと、及び(c)上記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の手続において、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付価格と同額の金銭が交付されることが予定されていること等を含めて、本取引と同種の公開買付け及びその後の非公開化手続と比較して買付条件及び取得条件に不合理な点は認められず、少数株主にとって不利益となる条件も付されていないこと、並びに()本「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等を踏まえ、平成27年9月7日付で、対象者は、上記1名の社外取締役及び3名の社外監査役から連名で、(i)本取引は対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであること、またその目的に不合理な点は認められないことから、その目的は正当であり、()本取引により株主及び新株予約権者に交付される対価は、対象者株式価値算定書の算定結果の内容、過去に行われた同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの事例との比較、及び合理的なプロセスを経て決定されたものと評価できることに照らして、公正な価格であり、その他の買付条件ないし取得条件についても公正性が確保されており、()相当な利益相反の防止措置が採られているなど、本取引に係る意思決定過程の手続は公正であり、() (i)乃至()その他の事情を前提にすると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるとの意見を入手しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年9月8日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者株式価値算定書及び算定結果についての説明、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者が公開買付者の完全子会社となり、両社が強固な関係を構築し事業連携を行うことで、両者の共同営業による受注案件の増加、エクイニクスのグローバル顧客からの強い引き合いを背景にした対象者データセンターへの誘致と案件の獲得、エクイニクスの提供するインターコネクションサービス(クラウドエクステンション、メトロコネクトなどを含む)の導入といったシナジー効果が期待できることから、本取引が対象者グループの企業価値向上に資する取組みであると判断するとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、(i)上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価分析及び類似企業比較分析に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、DCF分析に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、()本公開買付価格922円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年9月7日の対象者株式の東京証券取引所における終値381円に対して141.99%、平成27年9月7日までの直近1ヶ月の終値単純平均値437円に対して110.98%、平成27年9月7日までの直近3ヶ月の終値単純平均値467円に対して97.43%、平成27年9月7日までの直近6ヶ月の終値単純平均値497円に対して85.51%のプレミアムを加えた金額であり、過去に行われた同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、()本「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である寺田航平氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者の取締役4名のうち、上記1名を除く3名の取締役全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び第10回Cプラン新株予約権を除く本新株予約権に係る新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。一方、本新株予約権のうち、第10回Cプラン新株予約権については、買付け等の価格が1円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役4名(常勤監査役1名、社外監査役3名)全員が出席し、いずれも、対象者取締役会が、本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しています。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、公開買付者以外の者による買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する株式数を超える買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおける買付予定数の下限については、本基準株式数(36,950,100株)の3分の2に相当する株式数(24,633,400株)に1単位(100株)加算することにより本基準株式数(36,950,100株)の3分の2超となる株式数(24,633,500株)に設定しています。

さらに、本公開買付けは、公開買付者の非利害関係者が所有する普通株式数の過半数(いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」)に相当する数を超える株式数の応募があることを成立の条件としています。すなわち、本公開買付けにおける買付予定数の下限(24,633,500株)は、本基準株式数(36,950,100株)から、本応募合意株主が本公開買付けに応募する旨を合意している応募合意株主所有株式等の全て(対象者株式の合計10,988,700株、所有割合：29.74%及び新株予約権(合計1,330個、目的となる対象者株式の合計数：202,000株、所有割合：0.55%))を控除した株式数(25,759,400株)の過半数(12,879,701株)を1単位(100株)の倍数に切り上げた数(12,879,800株)に、応募合意株主所有株式等の全てを加えた株式数(24,070,500株)を超えており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数を超える株式数となっています。このように、公開買付者は、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしており、対象者の少数株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の意思を尊重した買付予定数の下限を設定しています。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年 9 月 9 日(水曜日)から平成27年10月26日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	平成27年 9 月 9 日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金922円		
新株予約権証券	第 5 回新株予約権	1 個につき	金337,000円
	第 6 回新株予約権	1 個につき	金595,000円
	第 7 回Bプラン新株予約権	1 個につき	金184,200円
	第 7 回Cプラン新株予約権	1 個につき	金113,200円
	第 8 回Bプラン新株予約権	1 個につき	金184,200円
	第 8 回Cプラン新株予約権	1 個につき	金122,000円
	第 9 回Aプラン新株予約権	1 個につき	金184,200円
	第 9 回Bプラン新株予約権	1 個につき	金184,200円
	第 9 回Cプラン新株予約権	1 個につき	金81,000円
	第10回Aプラン新株予約権	1 個につき	金184,200円
	第10回Bプラン新株予約権	1 個につき	金184,200円
	第10回Cプラン新株予約権	1 個につき	金 1 円
	第11回Aプラン新株予約権	1 個につき	金92,100円
	第11回Bプラン新株予約権	1 個につき	金92,100円
	第11回Cプラン新株予約権	1 個につき	金10,000円
	第12回Aプラン新株予約権	1 個につき	金92,100円
第12回Bプラン新株予約権	1 個につき	金92,100円	
第12回Cプラン新株予約権	1 個につき	金7,500円	
第13回Aプラン新株予約権	1 個につき	金92,100円	
第13回Bプラン新株予約権	1 個につき	金92,100円	
第13回Cプラン新株予約権	1 個につき	金38,500円	
新株予約権付社債券	—		
株券等信託受益証券()	—		
株券等預託証券()	—		
算定の基礎	普通株式 公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及びエクイニクスグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年 9 月 7 日付で取得した株式価値算定書を参考にしました。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。 みずほ証券は、市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。		

市場株価基準法： 381円から497円
 類似企業比較法： 895円から1,179円
 DCF法： 763円から1,000円

市場株価基準法では、平成27年9月7日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値(381円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(437円(小数点以下四捨五入。以下本項において同じです。))、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(467円)及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(497円)をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を381円から497円と算定しております。

類似企業比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を895円から1,179円と算定しております。

DCF法では、平成28年7月期から平成31年7月期までの対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提とした平成28年7月期以降に対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を763円から1,000円と算定しております。また、DCF法の前提とした対象者の将来の財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成27年9月8日に本公開買付価格を922円とすることを決定いたしました。

本公開買付価格である922円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成27年9月7日の東京証券取引所における対象者株式の終値(381円)に対して141.99%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、本項において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値(437円)に対して110.98%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値(467円)に対して97.43%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値(497円)に対して85.51%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

なお、本公開買付価格である1株当たり922円は、本書提出日の前営業日である平成27年9月8日の対象者株式の東京証券取引所における終値(387円)に対して138.24%のプレミアムを加えた価格です。

本新株予約権

第10回Cプラン新株予約権を除く本新株予約権については、当該各新株予約権における対象者株式の1株当たりの行使価額はいずれも本公開買付価格(922円)を下回っていることから、新株予約権に係る買付け等の価格を本公開買付価格(922円)と当該各新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権の1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額にそれぞれ決定しました。当該各新株予約権に係る買付け等の価格は具体的には以下の表に記載のとおりです。

	行使価額 (円)	本公開買付価 格との差額 (円)	1 個当たり目的 となる対象者株 式の数(株)	1 個当たりの買付 け等の価格(円)
第 5 回新株予約権	585	337	1,000	337,000
第 6 回新株予約権	327	595	1,000	595,000
第 7 回Bプラン新株予約権	1	921	200	184,200
第 7 回Cプラン新株予約権	356	566	200	113,200
第 8 回Bプラン新株予約権	1	921	200	184,200
第 8 回Cプラン新株予約権	312	610	200	122,000
第 9 回Aプラン新株予約権	1	921	200	184,200
第 9 回Bプラン新株予約権	1	921	200	184,200
第 9 回Cプラン新株予約権	517	405	200	81,000
第10回Aプラン新株予約権	1	921	200	184,200
第10回Bプラン新株予約権	1	921	200	184,200
第11回Aプラン新株予約権	1	921	100	92,100
第11回Bプラン新株予約権	1	921	100	92,100
第11回Cプラン新株予約権	822	100	100	10,000
第12回Aプラン新株予約権	1	921	100	92,100
第12回Bプラン新株予約権	1	921	100	92,100
第12回Cプラン新株予約権	847	75	100	7,500
第13回Aプラン新株予約権	1	921	100	92,100
第13回Bプラン新株予約権	1	921	100	92,100
第13回Cプラン新株予約権	537	385	100	38,500

一方で、第10回Cプラン新株予約権については、対象者株式 1 株当たりの行使価額(930円)が本公開買付価格(922円)を上回っていることから、公開買付者は当該新株予約権の買付け等の価格を 1 円と決定しました。

なお、本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者又は子会社の役員又は従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成27年 9 月 8 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、本新株予約権に係る新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に譲渡することについて包括的に承認することを決議したとのことです。

また、公開買付者は第三者算定機関から本新株予約権に係る価値算定書を取得していません。

算定の経緯	(本公開買付価格及び本新株予約権に係る買付け等の価格の決定に至る経緯) エクイニクスは平成26年5月頃より本取引について初期的な検討を開始し、平成27年3月から対象者との本格的な協議を開始しました。対象者としても、データセンター市場は今後も成長が見込まれるものの、相次ぐデータセンターの開設や異業種企業からの参入も含め、業界内での競争は今後ますます激化する中で、対象者の中期経営計画(平成27年7月期から平成29年7月期)を達成し、企業価値向上を実現させるために、エクイニクスグループのノウハウや経験さらにはグローバルな顧客基盤を共有・活用することにより、一層の成長が期待できるとの考えのもと、両者の企業価値向上に向け複数回の協議・検討を行ってまいりました。両者はコロケーションを中心とした事業モデルであること、設立から10年を超える今日においても積極的に事業拡大を推進する企業カルチャーを有すること、急成長しているクラウド市場への対応など次世代を見据えた事業展開など共通点も多く、対象者をエクイニクスグループに迎え入れることで両者が相互のノウハウや経験を有効活用することが可能となります。さらに、エクイニクスグループは非日系顧客との取引に強みを有しているのに対し、対象者は日本国内の顧客に強いつながりを持っていることから両者が相互の基盤等を共有・活用することにより、エクイニクスグループにおいては日本国内の顧客と、対象者にとっては非日系顧客との取引拡大が見込まれます。このように、両者の統合はシナジー効果を生み出し、国内・外におけるデータセンター市場における両者の地位を高めていくことが見込まれるとの認識で一致しました。 上記協議・検討を経て、エクイニクスは、平成27年7月17日に本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者をエクイニクス・エンタープライズの子会社として設立しました。その後、公開買付者は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、最終的に、平成27年9月8日に、本取引の一環として本公開買付を実施することを決定し、以下の経緯により、本公開買付価格を決定しました。 算定の際に意見を聴取した第三者の名称 公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及びエクイニクスグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年9月7日付で取得した株式価値算定書を参考にしました。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。 当該意見の概要 みずほ証券は、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価基準法： 381円から497円 類似企業比較法： 895円から1,179円 DCF法： 763円から1,000円
-------	--

	当該意見を踏まえて買付け等の価格を決定するに至った経緯 () 普通株式 公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成27年9月8日に本公開買付価格を922円とすることを決定いたしました。 () 本新株予約権 第10回Cプラン新株予約権を除く本新株予約権の1個当たりの買付け等の価格については、対象者株式の1株当たりの行使価額と本公開買付価格(922円)との差額に基づき、上記「算定の基礎」に記載の表のとおり、第10回Cプラン新株予約権については、対象者株式1株当たりの行使価額(930円)が本公開買付価格(922円)を上回っていることから、公開買付者は当該新株予約権の買付け等の価格を1円と決定しました。なお、公開買付者は第三者算定機関から本新株予約権に係る価値算定書を取得していません。
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
36,950,100 (株)	24,633,500 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(24,633,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(24,633,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数である本基準株式数(36,950,100株)を記載しております。
- (注3) 本公開買付けを通じて、本公開買付けに応募しないことに同意している対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 公開買付期間末日までに権利行使期間未到来新株予約権を除く本新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	369,501
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	15,481
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年9月9日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年9月9日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年1月31日現在)(個)(j)	352,677
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100 (\%)$	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(36,950,100株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、対象者第15期有価証券報告書に記載された平成26年9月30日現在の本新株予約権9,050個の目的となる対象者株式の数(1,444,700株)に、対象者本新株予約権変動数1,820個の目的となる対象者株式の数(103,400株)を加算した数(1,548,100株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年1月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成27年6月11日に提出した第16期第3四半期報告書に記載された平成27年1月31日現在の総株主の議決権の数です。
ただし、単元未満株式を含む対象者株式及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(36,950,100株)に係る議決権の数である369,501個を分母として計算しています。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募される方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権の所有者の請求によって対象者により発行される「譲渡承認通知書」及び新株予約権証券を、それぞれ公開買付代理人にご提出ください。「譲渡承認通知書」及び新株予約権証券の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)が必要になります。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)が必要になります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限り、)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

- (1)外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。
- (2)法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- (3)当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	33,794,601,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	110,000,000
その他(c)	7,500,000
合計(a)+(b)+(c)	33,912,101,200

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(36,950,100株)から、公開買付期間中に行使期間が到来せず、かつ行使される可能性のない権利行使期間未到来新株予約権(4,624個)の目的となる対象者株式の数(462,400株)を控除した株式数(36,487,700株)に対象者株式に係る本公開買付価格(1株当たり922円)を乗じた金額(33,641,659,400円)に加えて、当該権利行使期間未到来新株予約権(4,624個)の取得に要する金額(合計152,941,800円)を加算した合計額を記載しています。なお、当該権利行使期間未到来の新株予約権は、以下のとおりです。

第12回Aプラン新株予約権(363個)に当該新株予約権1個当たりの買付け等の価格(92,100円)を乗じた金額(33,432,300円)

第12回Cプラン新株予約権(1,869個)に当該新株予約権1個当たりの買付け等の価格(7,500円)を乗じた金額(14,017,500円)

第13回Aプラン新株予約権(250個)に当該新株予約権1個当たりの買付け等の価格(92,100円)を乗じた金額(23,025,000円)

第13回Cプラン新株予約権(2,142個)に当該新株予約権1個当たりの買付け等の価格(38,500円)を乗じた金額(82,467,000円)

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号)	買付け等に要する資金相当 額のタームローン借入(注 1) 弁済期: 第1回貸付実行日 の1年後の応答日 (満期一括返済) 利率: 全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保: エクイニクス及びエ クイニクスグルー プの子会社による 連帯保証	47,500,000
計(b)				47,500,000

(注1) 借入の具体的な時期、方法、利率等の詳細については、別途協議の上定めるものとします。

(注2) 公開買付者は、株式会社三菱東京UFJ銀行より、上記47,500,000千円の融資の裏付けとして、47,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成27年9月8日付で取得しております。なお、当該融資の実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
株式保有による事業 活動の支配及び管理	EJAE2合同会社(東京都港区浜 松町二丁目4番1号 世界貿 易センタービルディング)	買付け等に要する資金相当額 の劣後特約付きの借入(注1)	12,300,000
—	—	—	—
計(c)			12,300,000

(注1) 借入の具体的な時期、方法等の詳細については、別途協議の上定めるものとします。

(注2) 公開買付者は、公開買付者の完全親会社であるEJAE2合同会社から上記12,300,000千円の融資資金の調達に関して以下の(1)から(6)までに記載のとおり資力の確認を行なっております。

- (1) 公開買付者は、EJAE2合同会社より、上記12,300,000千円の融資の裏付けとして、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、公開買付者と別途協議のうえ定める具体的な条件(返済条件等)にて、12,300,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成27年9月7日付で取得しております。
- (2) EJAE2合同会社は、エクイニクス・エンタープライズ及びエクイニクス・パシフィックより、上記(1)の融資のために使用する金額を調達する予定であり、エクイニクス・エンタープライズから11,685,000千円、エクイニクス・パシフィックから615,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書をそれぞれ取得しております。
- (3) エクイニクス・エンタープライズは、エクイニクス・ジャパンより、上記(2)の融資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から、11,685,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (4) エクイニクス・パシフィックは、エクイニクスより、上記(2)の融資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から、615,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

- (5) エクイニクス・ジャパンは、エクイニクスより、上記(3)の融資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から、11,685,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (6) なお、公開買付者は、エクイニクスの直近の財務諸表を確認する方法により、エクイニクスがエクイニクス・パシフィックに対して行う上記(4)の出資及びエクイニクス・ジャパンに対して行う上記(5)の融資の資力を十分に有していることを確認しております。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

59,800,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成27年11月2日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1)応募の方法」に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(24,633,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(24,633,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年 月	事 項
平成27年 7 月	設立(商号：QAON合同会社、資本金の額：5 万円、本店所在地：東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービルディング、エクイニクス・エンタープライズの公開買付者に対する持分割合：100%)
平成27年 8 月	エクイニクス・エンタープライズは、公開買付者に対する持分割合の全てをEJAE2合同会社に譲渡

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- 1．株式保有による事業活動の支配及び管理
- 2．前各号に付帯関連する一切の事業

事業の内容

公開買付者は、株式保有による事業活動の支配及び管理を主たる目的としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成27年 9 月 9 日現在

資本金の額	発行済株式の総数
50,000円	—

【大株主】

平成27年 9 月 9 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合(%)
EJAE2合同会社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービルディング	—	—
計	—	—	—

(注) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記 1 社のみであり、その持分割合は100%です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成27年9月9日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
職務執行者	—	古田 敬	昭和38年 11月17日	昭和61年 4 月	丸紅株式会社 入社	—
				平成13年10月	アバヴネット・ジャパン株式 会社 代表取締役	
				平成15年 7 月	スプリント・インターナショ ナル・ジャパン株式会社 代 表取締役 兼 スプリント・コ リア代表	
				平成17年 5 月	日本エナジーイニシアティヴ 株式会社取締役	
				平成18年 9 月	株式会社インターネット総合 研究所 取締役 事業開発担 当	
				平成20年 9 月	株式会社ブロードバンドタ ワー 取締役 事業開発・ マーケティング担当	
				平成21年 9 月	エクイニクス・ジャパン株式 会社代表取締役	
				平成24年11月	同社代表取締役(兼)EQUINIX 北アジア統括(現任)	
				平成27年 7 月	公開買付者職務執行者就任 (現任)	
				平成27年8月	EJAE2合同会社職務執行者就 任(現任)	
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成27年7月17日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

公開買付者と対象者との間の取引について該当事項はありません。ただし、エクイニクス・ジャパンと対象者との間には以下のとおりエクイニクス・ジャパンが提供するインターネットエクステンジサービス、コロケーションサービス及びこれらに付随する諸サービスの提供に関する取引(以下「データセンター関連取引」といいます。)があります。

支払の趣旨	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
対象者からエクイニクス・ジャパンに対するデータセンター関連取引にかかる利用料金の支払	6,004,433円	11,574,998円	16,281,239円

(注) 上記はエクイニクス・ジャパンの会計年度に基づいて記載しています。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 【公開買付者と対象者との間の合意】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年9月8日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した対象者株式価値算定書及び算定結果についての説明、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である寺田航平氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者の取締役4名のうち、上記1名を除く3名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び第10回Cプラン新株予約権を除く本新株予約権に係る新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。一方、本新株予約権のうち、第10回Cプラン新株予約権については、買付け等の価格が1円とされていることから、当該新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、当該新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役4名(常勤監査役1名、社外監査役3名)全員が出席し、いずれも、対象者取締役会が、本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

かかる取締役会決議の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、公開買付者は、平成27年9月8日付で対象者との間で本公開買付賛同契約を締結しております。かかる契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付けに係る重要な合意」の「対象者の賛同」をご参照ください。

(2) 【公開買付者と対象者の役員との間の合意】

公開買付者は、平成27年9月8日付で対象者の代表取締役社長を務める寺田航平氏との間で本応募契約を締結しております。かかる契約内容の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月		平成24年 7 月期 (第13期)	平成25年 7 月期 (第14期)	平成26年 7 月期 (第15期)
売上高	(百万円)	13,579	15,152	15,492
売上原価	(百万円)	9,406	10,708	11,432
販売費及び一般管理費	(百万円)	1,448	1,554	1,546
営業外収益	(百万円)	50	44	65
営業外費用	(百万円)	312	345	302
当期純利益	(百万円)	1,346	1,594	1,351

決算年月		平成27年 7 月期 (第16期)第 3 四半期連結累計期間
売上高	(百万円)	13,903
売上原価	(百万円)	10,390
販売費及び一般管理費	(百万円)	1,739
営業外収益	(百万円)	46
営業外費用	(百万円)	229
四半期純利益	(百万円)	936

(注 1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注 2) 上記((注 1)を含みます。)は、対象者の第13期有価証券報告書(平成24年10月25日提出)、第14期有価証券報告書(平成25年10月30日提出)、第15期有価証券報告書(平成26年10月28日提出)及び第16期第 3 四半期報告書(平成27年 6 月11日提出)に基づいて作成しております。

(注 3) 平成27年 7 月期(第16期)については、第16期第 3 四半期報告書(平成27年 6 月11日提出)に記載された第16期第 3 四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	平成24年7月期 (第13期)	平成25年7月期 (第14期)	平成26年7月期 (第15期)
1株当たり当期純損益 (円)	40.78	47.87	38.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	9 (4)	15 (5)	13 (6)
1株当たり純資産額 (円)	247.31	332.38	344.67

決算年月	平成27年7月期 (第16期)第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純損益 (円)	26.58
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1株当たり純資産額 (円)	—

- (注1) 第14期1株当たり配当額15円には、上場記念配当4円を含んでおります。
- (注2) 上記((注1)を含みます。)は、対象者の第13期有価証券報告書(平成24年10月25日提出)、第14期有価証券報告書(平成25年10月30日提出)、第15期有価証券報告書(平成26年10月28日提出)及び第16期第3四半期報告書(平成27年6月11日提出)に基づいて作成しております。
- (注3) 平成27年7月期(第16期)については、第16期第3四半期報告書(平成27年6月11日提出)に記載された第16期第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

2 【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成27年 3月	平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月	平成27年 9月
最高株価(円)	566	565	531	525	490	484	420
最低株価(円)	494	516	507	478	451	380	378

(注) 平成27年9月については、9月8日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成26年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	21	31	53	72	9	6,476	6,662	—
所有株式数 (単元)	—	35,841	4,923	94,093	83,709	73	137,872	356,511	2,900
所有株式数 の割合(%)	—	10.05	1.38	26.39	23.48	0.02	38.67	100.00	—

- (注1) 自己株式600,000株は「個人その他」に6,000単元を含めて記載しております。
- (注2) 上記((注1)を含みます。)は、対象者の第15期有価証券報告書(平成26年10月28日提出)に基づいて作成しております。

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成26年 7 月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川 2 丁目 6 - 10	5,220,000	14.64
寺 田 航 平	東京都品川区	4,118,500	11.55
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南 2 丁目17 - 1	3,360,000	9.42
寺 田 保 信	東京都世田谷区	1,573,000	4.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目11 - 3	1,231,600	3.45
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木 6 丁目10 - 1)	1,136,777	3.18
BBH FOR MATTHEWS ASIA GROWTH FUND(常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE:94111 (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 1)	1,115,700	3.12
CBNY-KOPERNIK GLOBAL ALL-CAP FUND(常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都品川区東品川 2 丁目 3 - 14)	982,600	2.75
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	26 THROGMORTEN STREET, LONDON, EC2N 2AN UNITED KINGDOM (東京都中央区月島 4 丁目16 - 13)	796,000	2.23
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE:94111 (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 1)	741,100	2.07
計	—	20,275,277	56.86

(注) 1 . フィデリティ投信株式会社から平成25年 5 月 8 日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、
フィデリティ投信株式会社及びエフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が、平成25年 4 月30日付で以下の
株式を所有している旨の報告を受けておりますが、対象者として当事業年度末現在における実質所有株式数
の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号	1,419,000	4.18
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	米国 02210 マサチューセッツ州ボスト ン、サマー・ストリート245	10,000	0.03

2. 長島・大野・常松法律事務所(石塚洋之弁護士)から平成25年9月19日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー(Artizan Investments GP LLC)が平成25年9月13日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー (Artizan investments GP LLC)	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州ミルウェーキー、スウィート800、ウィスコンシン・アベニュー875E	1,139,600	3.21

3. ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)(文永智子弁護士)から平成25年11月1日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、Joho Capital, L.L.C.が平成25年10月30日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Joho Capital, L.L.C.	米国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン市、オレンジストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター	1,465,200	4.13

4. 伊藤見富法律事務所(中村さおり弁護士)から平成26年3月24日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、マフューズ・インターナショナル・ファンズ(Matthews International Funds)が平成26年3月17日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・ファンズ (Matthews International Funds)	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター4、スイート550	1,856,800	5.21

5. 伊藤見富法律事務所(中村さおり弁護士)から平成26年3月24日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー(Matthews International Capital Management, LLC)が平成26年3月17日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー (Matthews International Capital Management, LLC)	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター4、スイート550	2,385,400	6.69

6. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成26年6月19日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が平成26年6月13日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	1,236,200	3.47

(注1) 上記は、対象者の第15期有価証券報告書(平成26年10月28日提出)より引用しております。ただし、上記有価証券報告書の記載中「当社」とあるものについては、便宜上「対象者」と記載しております。

(注2) 対象者は、対象者の第16期第2四半期報告書(平成27年3月12日提出)を提出しております。同四半期報告書によれば、対象者の平成27年1月31日現在の大株主の状況は以下のとおりです。

平成27年 1 月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川 2 丁目 6 - 10	5,220	14.55
寺 田 航 平	東京都品川区	4,135	11.52
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南 2 丁目17 - 1	3,360	9.36
CBNY-KOPERNIK GLOBAL ALL-CAP FUND(常任代理人 シティバンク 銀行株式会社 証券業務部)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿 6 丁目27 - 30)	1,921	5.35
寺 田 保 信	東京都世田谷区	1,573	4.38
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目11 - 3	1,507	4.20
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木 6 丁目10 - 1)	1,005	2.80
天野 信之	東京都大田区	738	2.05
清田 卓生	神奈川県藤沢市	654	1.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 1)	630	1.75
計	—	20,746	57.83

(注) 1. 伊藤見富法律事務所(中村さおり弁護士)から平成26年11月 5 日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、マフューズ・インターナショナル・ファンズ(Matthews International Funds)が平成26年10月31日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第 2 四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・ファンズ (Matthews International Funds)	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター 4、スイート550	1,475,500	4.13

2. 伊藤見富法律事務所(中村さおり弁護士)から平成26年11月13日付で大量保有変更報告書の写しの送付があり、マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー(Matthews International Capital Management, LLC)が平成26年11月10日付で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第 2 四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー (Matthews International Capital Management, LLC)	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター 4、スイート550	1,562,800	4.38

【役員】

平成26年10月28日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
寺田 航平	取締役社長 (代表取締役)	CEO	4,118,500	11.54
天野 信之	取締役副社長 (代表取締役)	COO	648,000	1.82
深井 英夫	取締役	管理本部長兼エネ ルギー事業部長	96,400	0.27
安藤 国威	取締役	—	5,000	0.01
吉原 紀生	常勤監査役	—	15,000	0.04
高橋 鉄	監査役	—	—	—
竹原 相光	監査役	—	—	—
橋本 圭一郎	監査役	—	—	—
計	—	—	4,882,900	13.68

(注1) 取締役安藤国威氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役高橋鉄氏、竹原相光氏及び橋本圭一郎氏は、社外監査役であります。

(注3) 上記((注1)及び(注2)を含みます。ただし、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」は除きます。)は、対象者の第15期有価証券報告書(平成26年10月28日提出)に基づいて作成しております。

(注4) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、上記有価証券報告書に記載された平成26年10月28日現在の発行済株式総数(35,684,000株)を分母として計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注5) 対象者の第16期第3 四半期報告書(平成27年6月11日提出)によると、第15期有価証券報告書提出日後、第16期第3 四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

【臨時報告書】

【訂正報告書】

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

- (1) 対象者は、平成27年9月8日に、東京証券取引所において平成27年7月期決算短信〔日本基準〕(連結)を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況(連結)

決算年月	平成27年7月期
売上高	18,236百万円
売上原価	13,787百万円
販売費及び一般管理費	2,281百万円
営業外収益	56百万円
営業外費用	308百万円
当期純利益	1,210百万円

1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成27年7月期
1株当たり当期純利益	34.32円
1株当たり配当額	6.00円
1株当たり純資産額	371.28円

(2) 配当予想の修正に関するお知らせ

対象者は、平成27年9月8日に「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、平成27年7月期の期末配当及び平成28年7月期の中間配当を行わないこと並びに平成28年7月期の期末配当予想については未定とすることを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。